

○富山市スポーツ施設条例

平成17年4月1日

富山市条例第286号

改正 平成17年9月30日富山市条例第365号

平成17年12月22日富山市条例第379号

平成18年9月26日富山市条例第71号

平成19年3月26日富山市条例第25号

平成20年3月26日富山市条例第41号

平成21年3月23日富山市条例第18号

平成22年3月25日富山市条例第19号

平成22年9月28日富山市条例第50号

平成24年3月26日富山市条例第14号

平成24年12月21日富山市条例第63号

平成25年3月27日富山市条例第15号

平成25年6月28日富山市条例第28号

平成26年3月28日富山市条例第19号

平成26年9月29日富山市条例第50号

平成26年12月16日富山市条例第66号

平成28年3月25日富山市条例第26号

平成28年6月17日富山市条例第54号

平成29年3月24日富山市条例第21号

平成30年3月27日富山市条例第32号

平成30年9月27日富山市条例第53号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 市民のスポーツ振興を図り、市民の健康増進に寄与するため、スポーツ施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
1	富山市総合体育館	富山市湊入船町12番1号
2	富山市東富山体育館	富山市米田16番地2
3	富山市2000年体育館	富山市天正寺1400番地
4	富山市勤労身体障害者体育センター	富山市水橋畠等298番地2
5	富山市花木体育センター	富山市花木28番地
6	富山市民球場	富山市下飯野30番地1
7	富山市民プール	富山市荒川四丁目1番70号
8	富山市東富山温水プール	富山市米田65番地4
9	富山市北部プール	富山市米田65番地4
10	富山市北部錬成館	富山市高島町二丁目11番47号
11	富山市水橋錬成館	富山市水橋辻ヶ堂129番地1
12	富山市蜷川ちびっこ運動場	富山市赤田50番地
13	富山市和合運動広場	富山市布目3394番地8
14	富山市五艘運動広場	富山市五艘2番地
15	富山市大久保運動広場	富山市栗山551番地
16	富山市呉羽運動広場	富山市住吉1081番地1
17	富山市東富山運動広場	富山市米田45番地1
18	富山市西番運動広場	富山市西番100番地
19	富山市奥田北少年サッカー広場	富山市下新北町2番11号
20	富山市馬場記念公園庭球場	富山市蓮町一丁目4番30号
21	富山市石坂庭球場	富山市石坂3452番地3
22	富山市蜷川庭球場	富山市赤田50番地
23	富山市五艘庭球場	富山市五艘2番地
24	富山市月岡庭球場	富山市月岡東緑町四丁目44番地2
25	富山市呉羽庭球場	富山市住吉1073番地3
26	富山市星井町庭球場	富山市西中野町二丁目1番24号

27	富山市布瀬南公園庭球場	富山市布瀬町南三丁目7番地1
28	富山市西番庭球場	富山市西番100番地
29	富山市城東ふれあい公園庭球場	富山市荒川四丁目1番70号
30	富山市東富山運動広場庭球場	富山市米田45番地1
31	富山市相撲場	富山市磯部町一丁目1番10号
32	富山市屋内ゲートボール場	富山市布瀬町南三丁目7番地1
33	富山市パークゴルフ場	富山市岩瀬天池町1番地8
34	富山市常願寺川パークゴルフ場	富山市大島三丁目177番地先
35	富山市屋内競技場	富山市八木山84番地
36	富山市大沢野青少年体育センター	富山市高内114番地1
37	富山市下夕南部体育館	富山市舟渡66番地
38	富山市下夕北部体育館	富山市布尻672番地
39	富山市大沢野総合運動公園野球場	富山市八木山650番地
40	富山市大沢野総合運動公園陸上競技場	富山市八木山650番地
41	富山市大沢野グラウンド	富山市高内116番地1
42	富山市大沢野プール	富山市八木山70番地1
43	富山市大沢野武道館	富山市高内114番地1
44	富山市西大沢運動広場	富山市西大沢2525番地
45	富山市下夕南部グラウンド	富山市東猪谷1233番地2
46	富山市下夕北部グラウンド	富山市布尻145番地
47	富山市大山社会体育館	富山市花崎378番地
48	富山市大山総合体育センター	富山市花崎386番地
49	富山市大山B&G海洋センター体育館	富山市本宮12番地
50	富山市大山B&G海洋センタープール	富山市小見233番地3
51	富山市大山総合グラウンド	富山市花崎391番地
52	富山市立山山麓運動広場	富山市本宮3番地20
53	富山市大山テニスコート	富山市花崎329番地

5 4	富山市八尾スポーツアリーナ	富山市八尾町井田 1 0 1 番地
5 5	富山市スポーツ・カヌーセンター	富山市八尾町高熊 1 0 番地 1
5 6	富山市八尾 B&G 海洋センタープール	富山市八尾町福島 1 8 1 番地
5 7	富山市八尾ゆめの森テニスコート	富山市八尾町下笹原 5 0 8 番地
5 8	富山市婦中体育館	富山市婦中町砂子田 1 番地 1
5 9	富山市婦中体育館音川分館	富山市婦中町外輪野 5 2 3 0 番地 1
6 0	富山市婦中スポーツプラザプール	富山市婦中町板倉 2 6 9 番地 1
6 1	富山市婦中スポーツプラザグラウンド	富山市婦中町板倉 2 6 9 番地 1
6 2	富山市婦中スポーツプラザテニスコート	富山市婦中町板倉 2 6 9 番地 1
6 3	富山市婦中武道館	富山市婦中町長沢 4 2 8 番地
6 4	富山市ストリートスポーツパーク	富山市婦中町下轡田 7 5 9 番地 1
6 5	富山市婦中パークゴルフ場	富山市婦中町羽根 1 0 6 8 番地 8
6 6	富山市山田総合体育センター	富山市山田中瀬 2 番地
6 7	富山市山田総合グラウンド	富山市山田中瀬 2 番地
6 8	富山市猪谷プール	富山市猪谷 9 1 9 番地

(指定管理者による管理)

第 2 条の 2 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に前条の表 1 の項から 1 0 の項まで、1 2 の項から 3 3 の項まで、3 5 の項、3 6 の項、3 9 の項から 4 4 の項まで、4 7 の項、4 8 の項、5 1 の項、5 3 の項、5 6 の項、5 7 の項及び 6 5 の項に掲げるスポーツ施設（以下「指定管理者管理施設」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 2 条の 3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者管理施設の施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 指定管理者管理施設の使用の承認に関する業務
- (3) 指定管理者管理施設の使用料(第2条の表56の項及び57の項にあっては、利用料金)の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者管理施設の管理に関し市長が必要と認める業務
(供用日等)

第2条の4 スポーツ施設の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。
ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- 2 指定管理者管理施設以外のスポーツ施設における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「指定管理者は、」とあるのは「市長が」と、「ときは、市長の承認を得て」とあるのは「ときは」とする。
(勤労身体障害者体育センターの利用者の範囲)

第3条 勤労身体障害者体育センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第4条の規定により療育手帳の交付を受けている者並びにその介護者
- (2) 前号に掲げる者で構成された団体

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項に掲げる者の使用に支障がない限りにおいて、センターを同項に掲げる者以外の者に使用させることができる。
(使用の承認)

第4条 スポーツ施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者(指

定管理者管理施設以外のスポーツ施設にあっては、市長。次条、第6条第1項及び第11条において同じ。)の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認には、スポーツ施設の管理上必要な条件を付することができる。
(使用の不承認)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第6条 指定管理者は、第4条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スポーツ施設の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者(指定管理者管理施設以外のスポーツ施設にあっては、市)はその賠償の責めを負わない。

(使用料等)

第7条 別表第2に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

- 2 別表第3に掲げる施設の利用者は、指定管理者に当該施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 利用料金は、別表第3に定める額(この額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額)を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。
- 5 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 使用料又は利用料金(以下「使用料等」という。)の算定については、別表第2又は別表第3に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
 - (2) 使用時間の短縮による使用料等は、減額しない。
- 7 使用料等は、前納とする。ただし、市長(第2条の表56の項及び57の項に掲げるスポーツ施設にあっては指定管理者。次条及び第9条第3号において同じ。)が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の還付)

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第 1 1 条 使用者は、スポーツ施設に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 1 2 条 使用者は使用が終ったとき（第 6 条第 1 項の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

(駐車場の使用料)

第 1 3 条 富山市総合体育館の駐車場（以下単に「駐車場」という。）を使用する者は、使用料を納付しなければならない。ただし、富山市総合体育館の使用の承認を受けた者が規則で定める時間内に駐車場を使用する場合は、無料とする。

- 2 駐車場の使用料は、別表第 4 に定めるところにより算定した額とする。
- 3 市長は、公益のため富山市総合体育館を使用する場合で特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料を減免することができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、駐車場の使用料の納付方法その他駐車場の使用に関し必要な事項は、別に定める。

(損害賠償)

第 1 4 条 施設又は附属施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市体育施設条例（昭和 3

9年富山市条例第11号)、大沢野町体育施設設置条例(昭和38年大沢野町条例第14号)、大沢野町武道館設置条例(昭和51年大沢野町条例第26号)、大沢野町青少年体育センター設置条例(平成15年大沢野町条例第1号)、大山町営体育施設条例(昭和43年大山町条例第19号)、八尾町社会体育館設置及び管理条例(昭和43年八尾町条例第259号)、八尾町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成8年八尾町条例第1号)、八尾町ゆめの森テニスコート設置及び管理条例(平成10年八尾町条例第1号)、八尾スポーツアリーナ設置及び管理に関する条例(平成11年八尾町条例第16号)、婦中町民体育館条例(昭和53年婦中町条例第8号)、婦中町武道館条例(平成6年婦中町条例第30号)、婦中スポーツプラザ条例(平成6年婦中町条例第17号)、山田村営体育施設条例(昭和61年山田村条例第1号)又は細入村体育施設設置条例(平成4年細入村条例第17号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年9月30日富山市条例第365号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の富山市スポーツ施設条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山市スポーツ施設条例第4条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則 (平成17年12月22日富山市条例第379号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月26日富山市条例第71号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成18年10月31日教委規則第5号で平成18年11月9日から施行)

附 則（平成 19 年 3 月 26 日 富山市 条例 第 25 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日 富山市 条例 第 41 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日 富山市 条例 第 18 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日 富山市 条例 第 19 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 28 日 富山市 条例 第 50 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表の改正規定、第 2 条の 2 の改正規定（「39 の項まで、42 の項から 48 の項まで、51 の項から 54 の項まで、57 の項、58 の項、61 の項及び 62 の項」を「40 の項まで、43 の項から 49 の項まで、52 の項から 55 の項まで、58 の項、59 の項、62 の項及び 63 の項」に改める部分に限る。）、第 2 条の 3 第 3 号の改正規定、第 7 条第 6 項の改正規定、別表第 1 の改正規定（屋内競技場の項を加える部分に限る。）及び別表第 2 の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日 富山市 条例 第 14 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日 富山市 条例 第 63 号）

この条例中第 2 条の表 12 の項の改正規定は平成 25 年 1 月 5 日から、別表第 1 の改正規定（大沢野弓道場の項を削る部分を除く。）は同年 4 月 1 日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日 富山市 条例 第 15 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中富山市スポーツ施設条例第 2 条の改正規定、第 7 条の改正規定及び別表第 1 の改正規定並びに次項の規定は同年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日

から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 28 日 富山市 条例 第 28 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日 富山市 条例 第 19 号）

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

（平成 26 年 4 月 15 日 規則 第 45 号で平成 26 年 5 月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 平成 26 年 4 月 1 日前に駐車場に入場し、同日以後引き続き駐車している自動車に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 9 月 29 日 富山市 条例 第 50 号）

この条例は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 16 日 富山市 条例 第 66 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日 富山市 条例 第 26 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 17 日 富山市 条例 第 54 号）

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日 富山市 条例 第 21 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日 富山市 条例 第 32 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(富山市婦中パークゴルフ広場条例の廃止)

- 2 富山市婦中パークゴルフ広場条例(平成17年富山市条例第329号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の富山市婦中パークゴルフ広場条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、改正後の富山市スポーツ施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成30年9月27日富山市条例第53号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日富山市条例第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(富山市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前に駐車場に入場し、施行日以後引き続き駐車している自動車に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条の4関係)

施設名	供用日	供用時間
総合体育館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分(日曜日及び休日にあつては、午後7時)まで
東富山体育館及び2000年体育館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで
勤労身体障害者体育センター及び花木体育セ	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時)まで

センター		
市民球場	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
市民プール	1月5日から12月27日までの日	(1) 個人及び団体の場合 ア 日曜日及び休日 午前10時から午後7時まで イ ア以外の日 午前10時から午後9時30分まで (2) 大会等の場合 午前9時から午後9時30分まで
東富山温水プール	1月5日から12月27日までの日	(1) 個人及び団体の場合 ア 日曜日及び休日 午前10時から午後4時30分まで イ 土曜日（この日が休日に当たるときを除く。）及び夏期期間（日曜日及び休日を除く。） 午前10時から午後8時まで ウ ア及びイ以外の日 正午から午後8時まで (2) 大会の場合 午前9時から午後9時まで
北部プール	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
北部錬成館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
水橋錬成館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後5時まで
大久保運動	全日	午前6時から午後6時まで

広場		
東富山運動 広場	3月1日から12月27日までの 日	(1) 6月から9月までの日 午前9時から午後7時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで (2) (1)以外の日 午前9時から午後5時まで
その他の運動広場	全日	午前6時から午後6時まで
馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、五艘庭球場及び布瀬南公園庭球場	3月1日から12月27日までの 日	午前9時から午後5時まで
蜷川庭球場、月岡庭球場、呉羽庭球場及び西番庭球場	3月1日から12月27日までの 日	午前9時から午後5時まで
星井町庭球場	3月1日から12月27日までの 日	午前9時から午後9時まで
城東ふれあい公園庭球場	1月5日から12月27日までの 日	午前9時から午後5時（6月から9月までの日にあつては、午後7時）まで
東富山運動 広場庭球場	3月1日から12月27日までの 日	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで

相撲場	全日	午前9時から午後5時まで
屋内ゲート ボール場	1月5日から12月27日までの 日	午前9時から午後5時まで
パークゴルフ 場及び常 願寺川パー クゴルフ場	4月上旬から12月中旬までの期 間で市長が定める日	(1) 5月から8月までの日 午 前8時から午後7時まで (2) (1)以外の日 午前9時から 午後5時まで
屋内競技場	1月5日から12月27日までの 日	午前9時から午後9時30分（日 曜日及び休日にあつては、午後5 時）まで
大沢野青少 年体育セン ター	1月4日から12月28日までの 日。ただし、月曜日（この日が休 日に当たるときは、その翌日）を 除く。	午後1時から午後9時（土曜日に あつては、午前9時から午後9時、 日曜日及び休日にあつては、午前 9時から午後5時）まで
下夕南部体 育館	全日	午前9時から午後9時まで
下夕北部体 育館	全日	午前9時から午後9時まで
大沢野総合 運動公園野 球場及び大 沢野総合運 動公園陸上 競技場	4月1日から11月30日までの 日。ただし、月曜日（この日が休 日に当たるときは、その翌日）を 除く。	午前9時から午後5時まで
大沢野グラ ウンド	3月から12月までの日	午前9時から午後7時まで
大沢野プー ル	7月中旬から8月下旬までの期間 で市長が定める日	午前10時から午後4時まで

大沢野武道館	1月4日から12月28日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。	午後1時から午後9時（土曜日にあつては、午前9時から午後9時、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時）まで
西大沢運動広場、下夕南部グラウンド及び下夕北部グラウンド	3月から11月までの日	午前9時から午後9時まで
大山社会体育館及び大山総合体育センター	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
大山B&G海洋センター体育館	全日	午前9時から午後9時まで
大山B&G海洋センタープール	5月中旬から9月までの期間で市長が定める日。ただし、8月15日を除く。	午前9時から午後4時まで
大山総合グラウンド	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
立山山麓運動広場	4月1日から11月30日までの日	午前9時から午後5時まで
大山テニスコート	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後5時まで

八尾スポーツアリーナ	1月4日から12月28日までの日	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
スポーツ・カヌーセンター	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分まで
八尾B&G海洋センタープール	1月4日から12月28日までの日	午前10時から午後9時まで
八尾ゆめの森テニスコート	4月1日から11月30日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。	午後1時から午後9時（土曜日にあつては、午前9時から午後9時、日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後5時）まで
婦中体育館	1月5日から12月27日までの日	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
婦中体育館音川分館	1月5日から12月27日までの日。ただし、月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
婦中スポーツプラザプール	7月中旬から8月下旬までの期間で市長が定める日	午前10時から午後4時まで
婦中スポーツプラザグラウンド	3月1日から12月27日までの日	午前9時から午後9時まで
婦中スポーツプラザテニスコート	3月1日から12月27日までの日	午前9時から午後5時まで

婦中武道館	1月5日から12月27日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前9時から午後9時30分（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
ストリートスポーツパーク	1月5日から12月27日までの日	午後1時から午後8時（土曜日にあつては午前10時から午後8時、日曜日及び休日にあつては午前10時から午後7時）まで
婦中パークゴルフ場	4月1日から11月30日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときは、その翌日）を除く。	午前9時から午後5時まで
山田総合体育センター	1月5日から12月27日までの日。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 月曜日（この日が休日に当たるときを除く。） (2) 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときを除く。）	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
山田総合グラウンド	1月5日から12月27日までの日。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 月曜日（この日が休日に当たるときを除く。） (2) 休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときを除く。）	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
猪谷プール	7月中旬から8月下旬までの期間で市長が定める日	午前10時から午後4時まで

備考

- 1 この表において「その他の運動広場」とは、蜷川ちびっこ運動場、和合運動広場、五艘運動広場、呉羽運動広場、西番運動広場及び奥田北少年サッカー広場をいう。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 この表において「夏期期間」とは、7月下旬から8月下旬までの期間のうち市長が定める期間をいう。

別表第2（第7条関係）

1 総合体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
個人	第1アリーナ、第2アリーナ、卓球練習場及びランニングコース	大人（高校生以上） 小人（小学生及び中学生）	2時間につき 230	120 70
	体操練習場、弓道練習場及びボクシング室	大人（高校生以上）	340	180
		小人（小学生及び中学生）	180	80
	フィットネスルーム	大人（高校生以上）	450	240
		小人（中学生）	230	120
	軽運動室	大人（高校生以上）	110	70
		小人（小学生及び中学生）	70	30
	団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額	
期間	体操練習場、弓道	大人（高校生以上）	12月	16,940

使用券	練習場及びボクシング室	小人（小学生及び中学生）	券	8, 480
		フィットネスルーム	大人（高校生以上）	1月券
	3月券			11, 300
	6月券			16, 940
	12月券			22, 590
	小人（中学生）	1月券	2, 820	
		3月券	5, 640	
		6月券	8, 480	
		12月券	11, 300	

備考

- 1 ランニングコース以外の施設（軽運動室を除く。）の使用に伴いランニングコースを使用する場合のランニングコースの使用料は、無料とする。
- 2 フィットネスルームの使用に伴い軽運動室を使用する場合の軽運動室の使用料は、無料とする。
- 3 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 5 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限り施設（フィットネスルームにおいては、市民プール及び市民球場のフィットネスルームを含む。）を使用することができる。
- 6 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1時間につ
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時	

			時	時	時	時	時	時 3 0 分	き)	
第 1 アマ アリ ーナ	入場	5, 6 4	5, 6 4	5, 6 4	5, 6 4	5, 6 4	5, 6 4	7, 0 6	3, 3 9	
		無料	0	0	0	0	0	0	0	
	ツに 使用 する とき	入場	1 6, 9	1 6, 9	1 6, 9	1 6, 9	1 6, 9	1 6, 9	2 1, 1	1 0, 1
		有料	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	8 0	7 0
	その 他の 催し に使 用す ると き	入場	2 2, 5	2 2, 5	2 2, 5	2 2, 5	2 2, 5	2 2, 5	2 8, 2	1 3, 5
		無料	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	4 0	5 0
興行のた め使用す るとき	入場	1 0 5,	1 0 5,	1 0 5,	1 0 5,	1 0 5,	1 0 5,	1 3 2,	6 3, 5	
	有料	8 8 0	8 8 0	8 8 0	8 8 0	8 8 0	8 8 0	3 5 0	3 0	
第 2 アマ アリ ーナ	入場	2, 6 5	2, 6 5	2, 6 5	2, 6 5	2, 6 5	2, 6 5	3, 2 9	1, 5 9	
		無料	0	0	0	0	0	0	0	
	ツに 使用 する とき	入場	7, 9 5	7, 9 5	7, 9 5	7, 9 5	7, 9 5	7, 9 5	9, 8 8	4, 7 7
	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	

とき合									
その入場	10,5	10,5	10,5	10,5	10,5	10,5	13,2	6,36	
他の無料	90	90	90	90	90	90	40	0	
催しの場									
に使用									
用す入場	29,4	29,4	29,4	29,4	29,4	29,4	35,2	17,6	
ると有料	20	20	20	20	20	20	90	50	
き の場									
合									
興行のため	44,1	44,1	44,1	44,1	44,1	44,1	52,9	26,4	
使用す	20	20	20	20	20	20	40	70	
るとき									
体操練習場	2,65	2,65	2,65	2,65	2,65	2,65	3,29	1,59	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
弓道練習場	2,35	2,35	2,35	2,35	2,35	2,35	2,95	1,42	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
ボクシング室	1,18	1,18	1,18	1,18	1,18	1,18	1,48	700	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
軽運動室	1,18	1,18	1,18	1,18	1,18	1,18	1,48	700	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
研修室（1か	3,06	3,06	3,06	3,06	3,06	3,06	3,77	1,84	
ら3までの各	0	0	0	0	0	0	0	0	
室)									

備考

- 第1アリーナの2分の1又は4分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は25パーセントに相当する額とする。
- 第2アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、

この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。

3 第1アリーナ又は第2アリーナを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1又は備考2の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額）のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。

4 冷房又は暖房期間中に第1アリーナ若しくは第2アリーナ（それぞれその全面を専用使用する場合に限る。）、体操練習場、ボクシング室、軽運動室又は研修室を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ20パーセントに相当する額を加算する。

5 附属設備の使用料については、別に定める。

2 東富山体育館及び2000年体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
	小人（小学生及び中学生）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚つづり	880	
	70円券		510	

備考

1 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1 時間につ き）	
	9時～1 1時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時		
アマチュアスポーツに使用するとき	入場	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	2,940	1,300
	無料	0	0	0	0	0	0	
その他の催しに使用するとき	入場	3,530	3,530	4,710	4,710	5,890	5,890	2,590
	有料	0	0	0	0	0	0	
その他の催しに使用するとき	入場	8,820	8,820	11,760	11,760	14,710	14,710	6,470
	無料	0	0	60	60	10	10	
その他の催しに使用するとき	入場	17,650	17,650	23,530	23,530	29,420	29,420	12,950
	有料	50	50	30	30	20	20	

備考

- 1 施設の2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

3 市民球場

(1) グラウンド

種別		使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1 時間につ き）
		9時～1 2時	13時～ 17時	18時～ 21時	9時～1 7時	13時～ 21時	9時～2 1時	
アマチュア スポーツ に使用 するとき	入場	7,060	9,420	7,060	16,470	16,470	23,530	2,350
	無料	0	0	0	70	70	30	
その他の 催しに 使用する とき	入場	35,290	47,060	35,290	82,350	82,350	117,640	11,760
	有料	90	60	90	50	50	640	
その他の 催しに 使用する とき	入場	70,590	94,120	70,590	164,700	164,700	235,280	23,530
	無料	90	20	90	700	700	280	
その他の 催しに 使用する とき	入場	176,460	235,280	176,460	411,740	411,740	588,200	58,820
	有料	460	280	460	740	740	200	

備考

- 1 アマチュアスポーツで練習のために使用する場合は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 照明設備、スコアボードその他の附属設備の使用料については、別に

定める。

(2) 研修室

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1 時間につ き）
	9時～1 2時	13時～ 17時	18時～ 21時	9時～1 7時	13時～ 21時	9時～2 1時	
小研修室 （1から 4までの 各室）	3,180	4,240	3,180	7,420	7,420	10,590	1,060
大研修室	8,820	11,760	8,820	20,590	20,590	29,420	2,950

備考

- 1 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 2 グラウンドの使用（練習のための使用を除く。）に伴い使用する場合は、無料とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

(3) その他の施設

種別		単位	金額（円）
屋内練習場	アマチュアスポーツに使用する とき	1時間につき	940
	その他の催しに使用する とき		4,710
サブグラウンド	アマチュアスポーツに使用する とき	1時間につき	1,180
	その他の催しに使用する とき		11,760
フィットネス ルーム1	専用使用	1時間につき	1,180

フィットネス ルーム1・フィ ットネスルー ム2共通	個人使用	大人（高校生以上）	2時間につき	180
		小人（中学生）		110
	回数券	180円券	11枚つづり	1,400
		110円券		880

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 フィットネスルーム1又はフィットネスルーム2を個人使用した場合の超過料金は、1時間につき大人は90円、小人は60円とする。
- 3 冷房又は暖房期間中にフィットネスルーム1の使用（専用使用の場合に限る。）をする場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 4 グラウンドの使用（練習のための使用を除く。）に伴い屋内練習場又はサブグラウンドを使用する場合は、無料とする。

4 市民プール

(1) プール、フィットネスルーム及びスポーツサウナ室

ア 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）	
個人	プール	大人（高校生以上）	2時間につき	450	240
		小人（中学生以下）		180	80
	フィットネスルー ム	大人（高校生以上）		450	240
		小人（中学生）		230	120
	スポーツサウナ室	大人（高校生以上）	1回につき	480	/
		小人（中学生以下）		240	
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額			

期間 使用 券	プール	大人（高校生以上）	1月券	5,640
			3月券	11,300
			6月券	16,940
			12月券	22,590
		小人（中学生以下）	1月券	2,120
			3月券	4,240
			6月券	6,360
			12月券	8,480
	フィットネスルーム	大人（高校生以上）	1月券	5,640
			3月券	11,300
			6月券	16,940
			12月券	22,590
		小人（中学生）	1月券	2,820
			3月券	5,640
			6月券	8,480
			12月券	11,300
プール・フィットネスルーム共通	大人（高校生以上）	1月券	6,790	
		3月券	13,550	
		6月券	20,330	
		12月券	27,100	
	小人（中学生）	1月券	2,960	
		3月券	5,930	
		6月券	8,900	

			1 2 月	1 1, 8 6 0	
			券		

備考

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 プールの使用に併せてフィットネスルームを使用する場合又はプール若しくはフィットネスルームの使用に併せてスポーツサウナ室を使用する場合は、それぞれこの表に定める額の合計額の60パーセントに相当する額とする。
- 3 団体による使用は、プール及びフィットネスルームに限る。
- 4 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 5 プールの期間使用券によるプールの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りプール（東富山温水プールを含む。）を使用することができる。
- 6 フィットネスルームの期間使用券によるフィットネスルームの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りフィットネスルーム（総合体育館及び市民球場のフィットネスルームを含む。）を使用することができる。
- 7 プール・フィットネスルーム共通の期間使用券による使用者は、1日につきプール（東富山温水プールを含む。）及びフィットネスルーム（総合体育館及び市民球場のフィットネスルームを含む。）をそれぞれ1回（2時間以内）に限り使用することができる。

イ 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1 時間につ き）
	9時～1 2時	13時～ 17時	18時～ 21時3 0分	9時～1 7時	13時～ 21時3 0分	9時～2 1時30 分	
50入場	28, 2	35, 2	56, 4	63, 5	91, 7	119, 1	11, 30

メ ー ト ル プ ー ル	無料 の場 合	40	90	70	30	60	990	0
	入場 有料 の場 合	77,6	98,8	157,	176,	256,	334,	31,06
25 メ ー ト ル プ ー ル	無料 の場 合	20	50	40	70	90	10	
	入場 有料 の場 合	38,8	49,4	78,8	88,2	128,	167,	15,53

備考

- 1 50メートルプールの2分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の30パーセントに相当する額とする。
- 3 50メートルプールの使用に併せて25メートルプールを使用する場合の25メートルプールの使用料の額は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 研修室及び多目的ホール

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1
	9時～1	11時～	13時～	15時～	17時～	19時～	

	1 時	1 3 時	1 5 時	1 7 時	1 9 時	2 1 時 3 0 分	時間につ き)
研修室 (1 及び 2 の 各室)	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 9 5 0	1, 4 2 0
多目的ホ ール (1 及 び 2 の 各 室)	3, 5 3 0	3, 5 3 0	3, 5 3 0	3, 5 3 0	3, 5 3 0	4, 3 5 0	2, 1 2 0

備考

- 1 50メートルプールの使用に伴い研修室又は多目的ホールを使用する場合は、無料とする。
- 2 冷房又は暖房期間中に使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。
- 5 東富山温水プール

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1 時間につき)
個人	大人 (高校生以 上)	2 時間につき	2 3 0	1 2 0
	小人 (中学生以 下)		1 1 0	7 0
団体	2 0 人以上	1 人当たり個人所定料金の 8 0 パーセントに相当する額		
回数券	2 3 0 円券	1 1 枚つづり	1, 8 4 0	/
	1 1 0 円券		8 8 0	
期間使用券	大人 (高校生以	1 月券	2, 8 2 0	

	上)	3月券	5,640
		6月券	8,480
		12月券	11,300
	小人(中学生以下)	1月券	1,420
		3月券	2,820
		6月券	4,240
		12月券	5,640

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回(2時間以内)に限りプールを使用することができる。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額(円)						超過料金 (円)(1時間につき)
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
入場無料の場合	9,420	11,760	18,830	21,180	30,590	40,000	3,180
入場有料の場合	23,530	28,240	47,060	51,770	75,290	98,820	7,890

6 北部プール

種別		単位	金額(円)	超過料金(円)(1時間につき)
個人	大人(高校生以上)	2時間につき	70	30
	小人(中学生以下)		30	20

	下)			
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
期間使用券	大人（高校生以上）	6月券	2,120	/
		12月券	2,820	
	小人（中学生以下）	6月券	1,280	
		12月券	1,700	

備考

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りプールを使用することができる。

7 東富山運動広場

種別	単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
運動広場	2時間につき	1,180	590

備考 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで又は17時から19時までのいずれかの時間をいう。

8 馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、蜷川庭球場、五艘庭球場、呉羽庭球場、星井町庭球場、布瀬南公園庭球場、西番庭球場、城東ふれあい公園庭球場及び東富山運動広場庭球場

種別	単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）	
1面	2時間につき	大人（高校生以上）	450	240
		小人（小学生及	230	120

	び中学生)			
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人が共同で使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。
- 照明設備を使用する場合は、1面につき550円を加算する。

9 屋内ゲートボール場

種別		金額（円）（使用時間につき）
個人使用	大人（高校生以上）	110
	小人（中学生以下）	70
専用使用（1面につき）		1,120

備考 この表において「使用時間」とは、9時から12時まで又は13時から17時までのいずれかの時間をいう。

10 パークゴルフ場

種別		単位	金額（円）
個人	大人（高校生以上）	1ラウンド（18ホール）につき	570
		1日につき	800
	小人（中学生以下）	1ラウンド（18ホール）につき	280
		1日につき	390
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに	

		相当する額	
年間使用券	大人（高校生以上）	12月券	13,180
	小人（中学生以下）		6,590

備考

- 1 市外に住所を有する者の年間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 年間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 年間使用券による使用者は、1日につき1回限り施設を使用することができる。

1.1 屋内競技場

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）	
個人	アリーナ、ランニングコース及び多目的ホール	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
		小人（小学生及び中学生）		70	30
	屋内グラウンド	大人（高校生以上）	230	120	
		小人（小学生及び中学生）	110	70	
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額			
回数券	230円券	11枚	1,840	/	
	110円券	つづり	880		
	70円券		510		

備考

- 1 ランニングコース以外の施設の使用に伴いランニングコースを使用する場合のランニングコースの使用料は、無料とする。

2 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の

25パーセントに相当する額を加算した額とする。

3 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1 時間につ き）
			9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時 30分	
アリーナ	アマチュアスポーツ	入場	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	3,530	1,300
		無料	0	0	0	0	0	0	0
		の場 合							
	ツに 使用 する とき	入場 有料	3,530 0	3,530 0	4,700 0	4,700 0	5,890 0	7,060 0	2,590 0
	その 他の 催し に使 用す ると き	入場 無料	8,820 0	8,820 0	11,760 60	11,760 60	14,710 10	17,660 50	6,470 0
		入場 有料	17,660 50	17,660 50	23,530 30	23,530 30	29,440 20	35,290 90	12,950 50
屋内 グラ ウン	アマチュア	入場	2,950	2,950	3,530	3,530	4,110	4,710	1,770
		無料	0	0	0	0	0	0	0
		の場 合							

ド	ポ一合								
	ツに	入場	5, 8 9	5, 8 9	7, 0 6	7, 0 6	8, 2 4	9, 4 2	3, 5 3
	使用	有料	0	0	0	0	0	0	
	する	の場							
	とき	合							
	その	入場	1 4, 7	1 4, 7	1 7, 6	1 7, 6	2 0, 5	2 3, 5	8, 8 2
	他の	無料	1 0	1 0	5 0	5 0	9 0	3 0	0
	催し	の場							
	に使	合							
	用す	入場	2 9, 4	2 9, 4	3 5, 2	3 5, 2	4 1, 1	4 7, 0	1 7, 6
	ると	有料	2 0	2 0	9 0	9 0	8 0	6 0	5 0
	き	の場							
		合							
会議室			5 9 0	5 9 0	5 9 0	5 9 0	5 9 0	7 4 0	3 0 0
多目的ホール			5 9 0	5 9 0	5 9 0	5 9 0	5 9 0	7 4 0	3 0 0

備考

- アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 屋内グラウンドの3分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額の34パーセントに相当する額とする。
- アリーナ又は屋内グラウンドを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1又は備考2の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額）のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。
- 冷房又は暖房期間中に会議室又は多目的ホールを使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ20パーセントに相当する額を加算する。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

1.2 大沢野総合運動公園野球場

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
入場無料の場合	大人（高校生以上）	2時間につき	1,480	730
	小人（小学生及び中学生）		890	440
入場有料の場合	大人（高校生以上）		14,710	7,350
	小人（小学生及び中学生）		8,820	4,420

備考

- 1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。
- 2 附属設備の使用料については、別に定める。

1.3 大沢野総合運動公園陸上競技場

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
	小人（小学生及び中学生）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
入場無料の場合	2時間につき	1,480	730
入場有料の場合		17,650	8,820

備考

1 この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

1.4 西大沢運動広場

附属設備の使用料については、別に定める。

1.5 大山社会体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
アリーナ・エアロビクススタジオ	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
	小人（小学生及び中学生）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金（円）（1時間につき）		
	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	17時～19時	19時～21時30分			
アリーナ	アマチュアスポーツ会	入場	1,770	1,770	2,350	2,350	2,940	3,530	1,300
		無料	0	0	0	0	0	0	0

	ツに 使用 する とき	入場 有料	3,530	3,530	4,710	4,710	5,890	7,060	2,590
	その 他の 催し に使 用す ると き	入場 無料	8,820	8,820	11,760	11,760	14,710	17,650	6,470
	入場 有料	17,650	17,650	23,530	23,530	29,420	35,290	12,950	
エアロビクス スタジオ			590	590	590	590	590	740	300

備考

- アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

1.6 大山総合体育センター

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
柔道場	大人（高校生以上）	2時間に つき	110	70
	小人（中学生以下）		70	30

は 剣 道場	回数券	1 1 0 円券	1 1 枚つ	8 8 0	
		7 0 円券	づり	5 1 0	
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	大人（高校生以上）		2 時間	1 8 0	9 0
	小人（中学生）		つき	1 1 0	7 0
	回数券	1 8 0 円券	1 1 枚つ	1, 4 0 0	
		1 1 0 円券	づり	8 8 0	
	期間使用券	大人（高校生以上）	1 月券	2, 1 2 0	
			3 月券	4, 2 4 0	
			6 月券	6, 3 6 0	
			1 2 月券	8, 4 8 0	
		小人（中学生）	1 月券	1, 4 2 0	
			3 月券	2, 8 2 0	
			6 月券	4, 2 4 0	
			1 2 月券	5, 6 4 0	
団体	2 0 人以上		1 人当たり個人所定料金の 8 0 パーセントに相当する額		

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の 2 5 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1 日につき 1 回（2 時間以内）に限りトレーニングルームを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料 金（円）
	9 時 ~ 1 1 時	1 1 時 ~ 1 3 時	1 3 時 ~ 1 5 時	1 5 時 ~ 1 7 時	1 7 時 ~ 1 9 時	1 9 時 ~ 2 1 時	
							（ 1 時 3 0 間 に つ

							分	き)
柔道場 又は剣道場	アマチュアスポーツに使用するとき	1,180	1,180	1,180	1,180	1,180	1,480	590
	その他の催しに使用するとき	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,950	1,180

備考

- 1 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 2 附属設備の使用料については、別に定める。

1.7 大山 B&G 海洋センター体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別	単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1時間につき)
個人	大人 (高校生以上)	2時間に	110
	小人 (中学生以下)	つき	70
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額	

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額 (円)						超過料金 (円) (1時間につき)
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時	
アリーナ	1,180	1,180	1,180	1,180	2,350	2,350	1,180
アマチュア無料	0	0	0	0	0	0	0

アスの場 ポーク								
ツに 使用 する とき	入場 有料	2,350	2,350	2,350	2,350	4,710	4,710	2,350
その 他の 催し に使 用す ると き	入場 無料	5,890	5,890	5,890	5,890	11,760	11,760	5,890
	入場 有料	11,760	11,760	11,760	11,760	23,530	23,530	11,760

備考

- アリーナの2分の1又は4分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は25パーセントに相当する額とする。
- 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

1.8 大山B&G海洋センタープール

種別		単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

19 大山テニスコート

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
1面	大人（高校生以上）	2時間につき	450	240
	小人（小学生及び中学生）		230	120
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人で共同して使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。

20 八尾スポーツアリーナ

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
メインアリーナ・サブアリーナ	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
	小人（小学生及び中学生）		70	30
トレーニングルーム	大人（高校生以上）	2時間につき	180	90
	小人（中学生）	つき	110	70
	回数券	180円券	11枚つ	1,400

		110円券	づり	880
期間使用券	大人（高校生以上）	1月券		2,120
		3月券		4,240
		6月券		6,360
		12月券		8,480
	小人（中学生）	1月券		1,420
		3月券		2,820
		6月券		4,240
		12月券		5,640
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りトレーニングルームを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1時間につき）		
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時30分			
メイ ン リー ナ	アマ チュ アス ポー 合	入場 無料 の場合	2,820	2,820	3,770	3,770	4,710	5,890	2,000
			0	0	0	0	0	0	0

	ツに 使用 する とき	入場 有料 の場 合	5,640	5,640	7,530	7,530	9,420	11,760	4,000
	その 他の 催し に使 用す ると とき	入場 無料 の場 合	14,120	14,120	18,830	18,830	23,530	29,420	10,000
	興行の ため 使用 する とき	入場 有料 の場 合	28,240	28,240	37,650	37,650	47,060	58,820	20,000
			56,470	56,470	75,290	75,290	94,120	117,640	40,000
サブ アリ ーナ	アマ チュ アス ポー	入場 無料 の場 合	1,060	1,060	1,420	1,420	1,770	2,120	700
	ツに 使用 する とき	入場 有料 の場 合	2,120	2,120	2,820	2,820	3,530	4,240	1,420
	その 他の 催し に使 用す	入場 無料 の場 合	5,300	5,300	7,060	7,060	8,820	10,590	3,530
		入場	10,510	10,510	14,110	14,110	17,660	21,110	7,060

ると有料 きの場合	90	90	20	20	50	80	0
興行のため使用する るとき	21, 180	21, 180	28, 40	28, 40	35, 90	42, 50	14, 20
会議室（1又は2の各室）	1, 420	1, 420	1, 420	1, 420	1, 420	1, 770	700
大会議室	1, 890	1, 890	1, 890	1, 890	1, 890	2, 350	940

備考

- 1 メインアリーナ及びサブアリーナの2分の1、3分の1又は8分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント、34パーセント又は13パーセントに相当する額とする。
- 2 メインアリーナ又はサブアリーナを大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、それぞれその適用後の額）のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

2.1 婦中体育館

(1) 個人及び団体の場合

種別	単位	金額（円）	超過料金（円） （1時間につき）
アリーナ、卓球室、柔道室 又は剣道室	大人（高校生以上）	2時間に 110	70
	小人（小学生及び中学生）	つき 70	30
回数券	110円券	11枚つ 880	
	70円券	づり 510	

トレーニング グループ	大人（高校生以上）		2 時間 に	1 8 0	9 0
	小人（中学生）		つき	1 1 0	7 0
	回数券	1 8 0 円券	1 1 枚 つ	1, 4 0 0	
		1 1 0 円券	づり	8 8 0	
	期間使 用券	大人（高校生以上）	1 月券	2, 1 2 0	
			3 月券	4, 2 4 0	
			6 月券	6, 3 6 0	
			1 2 月券	8, 4 8 0	
		小人（中学生）	1 月券	1, 4 2 0	
			3 月券	2, 8 2 0	
6 月券			4, 2 4 0		
1 2 月券			5, 6 4 0		
団体	2 0 人以上		1 人あたり個人所定料金の 8 0 パーセントに相当する額		

備考

- 1 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の 2 5 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 期間使用券による使用者は、1 日につき 1 回（2 時間以内）に限りトレーニンググループを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 （円）（1 時間につ き）
	9 時～ 1 1 時	1 1 時 ～ 1 3 時	1 3 時 ～ 1 5 時	1 5 時 ～ 1 7 時	1 7 時 ～ 1 9 時	1 9 時 ～ 2 1 時 3 0 分	
アリアマ 入場	1, 7 7	1, 7 7	2, 3 5	2, 3 5	2, 9 4	3, 5 3	1, 3 0

一ナ	チュ	無料	0	0	0	0	0	0	0
	アス	の場							
	ポー	合							
	ツに	入場	3, 5 3	3, 5 3	4, 7 1	4, 7 1	5, 8 9	7, 0 6	2, 5 9
使用	有料	0	0	0	0	0	0	0	
する	の場								
とき	合								
その	入場	8, 8 2	8, 8 2	1 1, 7	1 1, 7	1 4, 7	1 7, 6	6, 4 7	
	他の	無料	0	0	6 0	6 0	1 0	5 0	
	催し	の場							
に使	合								
用す	入場	1 7, 6	1 7, 6	2 3, 5	2 3, 5	2 9, 4	3 5, 2	1 2, 9	
ると	有料	5 0	5 0	3 0	3 0	2 0	9 0	5 0	
き	の場								
	合								
卓球室、 柔道室又 は剣道室	入場	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 4 8	5 9 0	
	無料	0	0	0	0	0	0		
	の場								
	合								
会議室	入場	2, 3 5	2, 3 5	2, 3 5	2, 3 5	2, 3 5	2, 9 5	1, 1 8	
	有料	0	0	0	0	0	0	0	
	の場								
	合								
	入場	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 4 8	5 9 0	
	無料	0	0	0	0	0	0		
	の場								
	合								
	入場	2, 3 5	2, 3 5	2, 3 5	2, 3 5	2, 3 5	2, 9 5	1, 1 8	

有 料 の 場 合	0	0	0	0	0	0	0
-----------------------	---	---	---	---	---	---	---

備考

- アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 附属設備の使用料については、別に定める。

2.2 婦中スポーツプラザプール

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
個人	大人（高校生以上）	2時間につき	110	70
	小人（中学生以下）		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚づつ	880	
	70円券		510	

備考 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

2.3 婦中スポーツプラザグラウンド

種別	単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
半面	2時間につき	590	300
全面		1,180	590

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から1

3時まで、13時から15時まで、15時から17時まで、17時から19時まで又は19時から21時までのいずれかの時間をいう。

2 附属設備の使用料については、別に定める。

2.4 婦中スポーツプラザテニスコート

種別		単位	金額（円）	超過料金（円）（1時間につき）
1面	大人（高校生以上）	2時間につき	450	240
	小人（小学生及び中学生）		230	120
回数券	450円券	11枚つづり	3,600	
	230円券		1,840	

備考

- この表において「2時間」とは、9時から11時まで、11時から13時まで、13時から15時まで又は15時から17時までのいずれかの時間をいう。
- 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 大人と小人が共同で使用する場合の1面の使用料の額は、大人の使用料によるものとする。

2.5 婦中武道館

(1) 個人の場合

種別	単位	金額（円）
大人（高校生以上）	2時間につき	110
小人（中学生以下）		70

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金（円）（1
	9時～	11時	13時	15時	17時	19時	

		1 1 時	～ 1 3 時	～ 1 5 時	～ 1 7 時	～ 1 9 時	～ 2 1 時	時間につ
			時	時	時	時	時 3 0 分	き)
柔道場又は剣道場	スポーツに使用するとき	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 4 8 0	5 9 0
	その他の催しに使用するとき	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 9 5 0	1, 1 8 0

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

2 6 ストリートスポーツパーク

(1) 個人の場合

種別		単位	金額 (円)	超過料金 (円) (1 時間につき)	
スケート ゾーン	大人 (高校生以上)	1 回につ	4 1 0		
	小人 (中学生以下)	き	2 0 0		
	期間使用 券	大人 (高校生以上)	1 月券		5, 0 9 0
			3 月券		1 0, 1 9 0
			6 月券		1 5, 2 8 0
	小人 (中学生以下)	1 月券	2, 5 5 0		
		3 月券	5, 0 9 0		
6 月券		7, 6 4 0			
ボルダリ ングゾ ン	大人 (高校生以上)	2 時間につ	3 1 0	1 5 0	
	小人 (中学生以下)	つき	1 5 0	8 0	
期間使用 券	大人 (高校生以上)	1 月券	3, 8 7 0		
		3 月券	7, 7 4 0		
		6 月券	1 1, 6 2 0		

		小人（中学生以下）	1月券	1,940
			3月券	3,870
			6月券	5,810
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		

備考

- 1 市外に住所を有する者の期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 期間使用券は、個人使用の場合に限る。
- 3 ボルダリングゾーンの期間使用券によるボルダリングゾーンの使用者は、1日につき1回（2時間以内）に限りボルダリングゾーンを使用することができる。
- 4 附属設備の使用料については、別に定める。

(2) 大会等の場合

種別			使用時間区分による金額（円）					超過料金（円） （1時間につき）
			10時～ 12時	12時～ 14時	14時～ 16時	16時～ 18時	18時～ 20時	
ファミリア	アマチュア	入場	4,080	4,080	4,080	4,080	5,090	2,550
	エース	無料						
アース	アマチュア	入場	8,150	8,150	8,150	8,150	10,190	5,090
ストリー	エース	有料					0	
リア	その他	入場	20,370	20,370	20,370	20,370	25,470	12,730
及び	催し	無料	0	0	0	0	0	

ルエ	に使用するときの場	合						
		入場	40,740	40,740	40,740	40,740	50,930	25,470
リア	と有料の場合	合	0	0	0	0	0	
		入場	3,060	3,060	3,060	3,060	3,820	1,920
ボル	アマチュアスポーツの場	合						
		入場	6,120	6,120	6,120	6,120	7,640	3,830
ダリ	ツに使用する	合						
		入場	15,280	15,280	15,280	15,280	19,100	9,580
ング	他の催しに使用	合	0	0	0	0	0	
		入場	30,560	30,560	30,560	30,560	38,200	19,150
ゾー	と有料の場合	合	0	0	0	0	0	
		入場	2,040	2,040	2,040	2,040	2,550	1,280
ン	アマチュアスポーツの場	合						
		入場	4,080	4,080	4,080	4,080	5,090	2,550
ダン	ツに使用する	合						
		入場						
スゾ	と有料の場合	合						
		入場						
ーン	と有料の場合	合						
		入場						

とき合							
その入場	10,19	10,19	10,19	10,19	12,73	6,370	
他の無料	0	0	0	0	0		
催しの場							
に使用							
する入場	20,37	20,37	20,37	20,37	25,47	12,730	
ると有料	0	0	0	0	0		
きの場							
合							

備考 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ30パーセントに相当する額とする。

2.7 山田総合体育センター

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額(円)	超過料金(円)(1時間につき)
個人	大人(高校生以上)	2時間に つき	110	70
	小人(小学生及び中学生)		70	30
団体	20人以上	1人当たり個人所定料金の80パーセントに相当する額		
回数券	110円券	11枚つ づり	880	
	70円券		510	

備考 市外に住所を有する者の回数券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額(円)						超過料金 (円)(1時間につ
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時	

			時	時	時	時	時	時	き)
大アリーナ	アマチュア	入場	1, 7 7	1, 7 7	2, 3 5	2, 3 5	2, 9 4	2, 9 4	1, 3 0
	アスポート	無料	0	0	0	0	0	0	0
	ツに使用する とき	入場	3, 5 3	3, 5 3	4, 7 1	4, 7 1	5, 8 9	5, 8 9	2, 5 9
柔道場 又は 剣道場	アマチュア	入場	8, 8 2	8, 8 2	1 1, 7	1 1, 7	1 4, 7	1 4, 7	6, 4 7
	アスポート	無料	0	0	6 0	6 0	1 0	1 0	0
	ツに使用する とき	入場	1 7, 6	1 7, 6	2 3, 5	2 3, 5	2 9, 4	2 9, 4	1 2, 9
トレーニング ルーム	アマチュア	有料	5 0	5 0	3 0	3 0	2 0	2 0	5 0
	アスポート	入場	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	5 9 0
児童体育室	アマチュア	入場	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	1, 1 8	5 9 0
	アスポート	無料	0	0	0	0	0	0	0
			3 6 0	3 6 0	3 6 0	3 6 0	3 6 0	3 6 0	1 9 0

研修室	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	5 9 0
-----	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------

備考

- 1 大アリーナの2分の1又は6分の1の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ50パーセント又は17パーセントに相当する額とする。
- 2 大会等の準備又は撤去のため大会等の開催日の前日又は翌日に使用する場合は、この表に定める額の30パーセントに相当する額とする。
- 3 附属設備の使用料については、別に定める。

2.8 山田総合グラウンド

種別	使用時間区分による金額（円）							超過料金 （円）（1 時間につ き）
	9時～ 11時	11時～ 13時	13時～ 15時	15時～ 17時	17時～ 19時	19時～ 21時		
グラウンド	半面	590	590	590	590	590	590	300
	全面	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0	590
運動広 場	3分の1 面	320	320	320	320	/		170
	半面	470	470	470	470			240
	全面	940	940	940	940			470

備考 附属設備の使用料については、別に定める。

2.9 スポーツ施設使用カード

種別	単位	金額（円）
5, 500円相当券	1枚につき	4, 000
3, 300円相当券		2, 400
2, 200円相当券		1, 600

備考

- 1 市外に住所を有する者の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 個人使用の場合に限る。
- 3 カードを使用できる施設は、別に定める。

別表第3（第7条関係）

1 八尾 B&G 海洋センタープール

(1) 個人及び団体の場合

種別		単位	金額（円）
個人	大人（高校生以上）	1回2時間につき	340
	小人（小学生及び中学生）		230
	小人（未就学児）		110
団体（20人以上）	大人（高校生以上）	1回2時間につき	280
	小人（小学生及び中学生）	1人	200
	小人（未就学児）		90
回数券	340円券	11枚つづり	2,720
	230円券		1,840
	110円券		880
期間使用券	大人（高校生以上）	1月券	4,040
	小人（小学生及び中学生）		2,690
	小人（未就学児）		1,340
	大人（高校生以上）	3月券	10,750
	小人（小学生及び中学生）		7,170
	小人（未就学児）		3,590

備考 市外に住所を有する者の回数券及び期間使用券の使用料の額は、この表に定める額の25パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 大会等の場合

種別	使用時間区分による金額（円）			超過料金（円） （1時間につ
	9時～12時	13時～17	18時～21	

		時	時	き)
入場無料の場合	9, 420	11, 760	18, 830	3, 180
入場有料の場合	23, 530	28, 240	47, 060	7, 890

2 八尾ゆめの森テニスコート

(1) テニスコート

種別	単位	金額 (円)
大人	1面 1時間につき	450
小人 (小学生、中学生及び高校生)		230

備考

- この表において「1時間」とは、9時から10時まで、10時から11時まで、11時から12時まで、12時から13時まで、13時から14時まで、14時から15時まで、15時から16時まで、16時から17時まで、17時から18時まで、18時から19時まで、19時から20時まで又は20時から21時までのいずれかの時間をいう。

- 附属設備の使用料は、別に定める。

(2) 会議室

種別	単位	金額 (円)
会議室	1室 1回につき	570

備考

- この表において「1回」とは、9時から12時まで、13時から17時まで又は17時から21時までのいずれかの時間をいう。

- 附属設備の使用料は、別に定める。

別表第4 (第13条関係)

種別	単位	金額 (円)
基本料金	駐車場に入場した時から 1時間までにつき 1台	330
超過料金	駐車場に入場した時から 1時間を超える時間 30	110

備考

- 1 第13条第1項に規定する規則で定める時間を超えて駐車場を使用するときは、この表に定める超過料金を徴収する。この場合において、この表中「駐車場に入場した時から1時間を超える時間」とあるのは、「第13条第1項に規定する規則で定める時間を超える時間」とする。
- 2 駐車場の閉鎖時刻までに出場しなかったときは、当該閉鎖時刻から次の開始時刻までの分として、1時間までごとにつき1台110円を加算する。この場合において、当該次の開始時刻からの駐車場の使用に係るこの表の規定の適用については、この表中「駐車場に入場した時から1時間を超える時間」とあるのは、「当該次の開始時刻から」とする。